令和３年第一回定例会提出議案一覧

予算案件（34件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	4	専決処分の報告について（令和２年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
2	94	専決処分の報告について（令和２年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
3	5	令和３年度熊本市一般会計予算	財政局 財政課
4	6	令和３年度熊本市国民健康保険会計予算	財政局 財政課
5	7	令和３年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	財政局 財政課
6	8	令和３年度熊本市介護保険会計予算	財政局 財政課
7	9	令和３年度熊本市後期高齢者医療会計予算	財政局 財政課
8	10	令和３年度熊本市農業集落排水事業会計予算	財政局 財政課
9	11	令和３年度熊本市産業振興資金会計予算	財政局 財政課
10	12	令和３年度熊本市競輪事業会計予算	財政局 財政課
11	13	令和３年度熊本市公共用地先行取得事業会計予算	財政局 財政課
12	14	令和３年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計予算	財政局 財政課
13	15	令和３年度熊本市奨学金貸付事業会計予算	財政局 財政課
14	16	令和３年度熊本市公債管理会計予算	財政局 財政課
15	17	令和３年度熊本市病院事業会計予算	財政局 財政課
16	18	令和３年度熊本市水道事業会計予算	財政局 財政課
17	19	令和３年度熊本市下水道事業会計予算	財政局 財政課

整理番号	議番号	案　　件	所管課
18	20	令和３年度熊本市工業用水道事業会計予算	財政局 財政課
19	21	令和３年度熊本市交通事業会計予算	財政局 財政課
20	22	令和２年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
21	23	令和２年度熊本市国民健康保険会計補正予算	財政局 財政課
22	24	令和２年度熊本市介護保険会計補正予算	財政局 財政課
23	25	令和２年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算	財政局 財政課
24	26	令和２年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算	財政局 財政課
25	27	令和２年度熊本市競輪事業会計補正予算	財政局 財政課
26	28	令和２年度熊本市公共用地先行取得事業会計補正予算	財政局 財政課
27	29	令和２年度熊本市熊本駅西土地区画整理事業会計補正予算	財政局 財政課
28	30	令和２年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計補正予算	財政局 財政課
29	31	令和２年度熊本市奨学金貸付事業会計補正予算	財政局 財政課
30	32	令和２年度熊本市公債管理会計補正予算	財政局 財政課
31	33	令和２年度熊本市病院事業会計補正予算	財政局 財政課
32	34	令和２年度熊本市水道事業会計補正予算	財政局 財政課
33	35	令和２年度熊本市下水道事業会計補正予算	財政局 財政課
34	36	令和２年度熊本市交通事業会計補正予算	財政局 財政課

条例案件（55件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	37	熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	総務局 総務課
2	38	熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
(3)	95	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
4	39	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
5	40	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
6	41	熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
7	42	熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
8	43	熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
9	44	熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
10	45	熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
11	46	熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	総務局 情報政策課
12	47	熊本市手数料条例の一部改正について	財政局 税制課
13	48	熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について	消防局 指導課
14	49	熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について	文化市民局 地域政策課
15	50	熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正について	文化市民局 地域活動推進課
16	51	熊本市学校教育施設整備基金条例の制定について	教育委員会 教育政策課
17	52	熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について	教育委員会 青少年教育課

整理番号	議番号	案　　件	所管課
18	53	熊本市老人福祉センター条例の一部改正について	健康福祉局 高齢福祉課
(19)	96	熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	健康福祉局 高齢福祉課
(20)	97	熊本市介護保険条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(21)	98	熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(22)	99	熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(23)	100	熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(24)	101	熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(25)	102	熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(26)	103	熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(27)	104	熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(28)	105	熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(29)	106	熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(30)	107	熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(31)	108	熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
(32)	109	熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課
(33)	110	熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課
(34)	111	熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課
(35)	112	熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課

整理番号	議番号	案　　件	所管課
(36)	113	熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課
(37)	114	熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課
(38)	115	熊本市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課
(39)	116	熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課
(40)	117	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	健康福祉局 障がい保健福祉課 子ども政策課 子ども支援課 保育幼稚園課
41	54	熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正について	健康福祉局 食品保健課
(42)	118	熊本市国民健康保険条例の一部改正について	健康福祉局 国保年金課
43	55	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	病院局 総務企画課
44	56	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	上下水道局 総務課
45	57	熊本市職業訓練施設条例の一部改正について	経済観光局 経済政策課
46	58	熊本市体育施設条例の一部改正について	経済観光局 スポーツ振興課
47	59	熊本市森づくり基金条例の制定について	農水局 農業政策課
48	60	熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例の制定について	農水局 農業支援課
49	61	くまもと街なか広場条例の制定について	都市建設局 都市整備景観課
50	62	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について	都市建設局 建築指導課
51	63	熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	都市建設局 建築指導課
52	64	熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について	都市建設局 熊本駅周辺 整備事務所
53	65	熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部改正について	都市建設局 道路整備課

整理番号	議番号	案　　件	所管課
54	66	熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について	都市建設局 土木管理課
55	67	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	交通局 総務課

その他の案件（26件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	自68 至88	市道の認定について（２１路線）	都市建設局 土木管理課
2	89	包括外部監査契約締結について	総務局 総務課
3	90	財産の取得について（熊本市立高等学校学習用端末）	教育委員会 教育センター
4	91	工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その９））	総務局 工事契約課
5	92	工事請負契約締結について（城南Ｂ＆Ｇ海洋センター災害復旧その他工事）	総務局 工事契約課
6	93	工事請負契約締結について（（長寿命化）子ども文化会館空調設備改修工事）	総務局 工事契約課

報告案件（12件）

整理番号	報番号	案　　件	所管課
1	1	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	総務局 法制課
2	2	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）	都市建設局 市営住宅課
3	3	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）	都市建設局 市営住宅課
(4)	4	専決処分の報告について（熊本城天守閣復旧整備工事（その１０）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(5)	5	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋橋梁下部工（Ｐ１４）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(6)	6	専決処分の報告について（都市計画道路上熊本駅西口線道路改良工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(7)	7	専決処分の報告について（二岡中学校体育館増改築工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(8)	8	専決処分の報告について（熊本駅白川口（東口）駅前広場シェルター（上屋）整備工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(9)	9	専決処分の報告について（秋津浄化センタープラント施設その他解体工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(10)	10	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（秋津町秋田地区）対策工事（その２）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(11)	11	専決処分の報告について（田迎南小学校新校舎増築工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
(12)	12	専決処分の報告について（県指定重要文化財洋学校教師館（ジェーンズ邸）災害復旧工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課

令和３年第一回定例会提出議案一覧

【　条例案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 議第 37 号	件名：熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について ＜制定理由＞ 　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、市長若しくは本市の委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第２４３条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）の本市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ 　市長等が本市に対して損害を賠償する責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その職責に応じた賠償責任額を超えた額について、賠償の責任を免れることとする。 【職責に応じた賠償責任額の上限】 　(1)　市長　基準給与年額の６倍 　(2)　副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員　基準給与年額の４倍 　(3)　人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者　基準給与年額の２倍 　(4)　職員（(2)及び(3)に掲げる職員を除く。）　基準給与年額の１倍 ＜施行日＞ 　令和３年（２０２１年）４月１日
【２】 議第 38 号	件名：熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　服務の宣誓における宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 　服務の宣誓における宣誓書への押印を廃止する。 ＜施行日＞ 　公布の日

（３） 議第 95 号	件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　附属機関の設置 　市長の附属機関 　(1)　水前寺・立田山断層調査検討委員会 　(2)　熊本市動植物園マスタープラン推進会議 　(3)　熊本市河川整備計画策定委員会 　(4)　旧植木温泉福祉交流館利活用候補者選定委員会 　教育委員会の附属機関 　(1)　市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会 　(2)　市立学校における医療的ケア運営協議会 ２　附属機関の廃止 　市長の附属機関 　(1)　熊本市環境活動支援事業選定審査会 　(2)　熊本市公共サービス民間提案監理委員会 　(3)　熊本市第７次総合計画中間見直し委員会 　(4)　熊本市公文書の管理に関する検討委員会 　(5)　熊本市緑の基本計画改定委員会 　(6)　全国都市緑化くまもとフェア基本計画検討委員会 ＜施行日＞ 　令和３年（２０２１年）４月１日
【４】 議第 39 号	件名：熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　単身赴任手当の支給要件の見直しを行うため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 　単身赴任手当については、異動の直前の住居から異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められる者に限り支給することとする。 ＜施行日＞ 　令和３年（２０２１年）４月１日

<table>
<tr><td>【５】
議第 40 号</td><td>件名：熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について
＜改正理由＞
福祉業務手当の支給対象の拡大等をするため、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
１　支給対象の拡大
<table><tr><th>現　行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>各保育園に勤務する職員</td><td>各保育園に勤務する職員又は健康福祉局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの</td></tr></table>２　その他規定の整備
＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日</td></tr>
<tr><td>【６】
議第 41 号</td><td>件名：熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について
＜改正理由＞
常勤監査委員の扶養手当の額を、行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下「行政職８級職員等」という。）と同額とするため、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
常勤監査委員の扶養手当（子に係るものを除く。）について、行政職８級職員等と同様に段階的な見直しを行うこととする。
※　令和２年度　６，５００円
令和３年度　３，５００円
令和４年度　　０円
＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>【７】
議第 42 号</td>
<td>件名：熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
＜改正理由＞
議会の会議への出席に係る特別職の職員の費用弁償を見直す等のため、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
１　教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員が議会の会議に出席したときに支給される費用弁償の見直し
<table>
<tr><td></td><td>現　行</td><td>改正後</td></tr>
<tr><td rowspan="3">議会棟から当該委員の住所までの直線距離及び支給される費用弁償の日額</td><td>4km 未満　5,000 円</td><td>5km 未満　1,000 円</td></tr>
<tr><td>4km 以上 8km 未満
6,000 円</td><td>5km 以上 10km 未満
2,000 円</td></tr>
<tr><td>8km 以上　7,000 円</td><td>10km 以上　3,000 円</td></tr>
</table>
※公用車を利用して出席した場合は支給しない。
２　新たな特別職の職員の報酬の追加
公文書等管理委員会委員　日額 10,000 円
３　特別職の廃止に伴う削除
再生可能エネルギー等導入推進会議委員
＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日</td>
</tr>
<tr>
<td>【８】
議第 43 号</td>
<td>件名：熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について
＜改正理由＞
企業管理者の扶養手当の額を、行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下「行政職８級職員等」という。）と同額とするため、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
企業管理者の扶養手当（子に係るものを除く。）について、行政職８級職員等と同様に段階的な見直しを行うこととする。
※　令和２年度　６，５００円
令和３年度　３，５００円
令和４年度　０円
＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日</td>
</tr>
</table>

【９】 議第 44 号	件名：熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 教育長の扶養手当の額を、行政職員給料表又は消防職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び医療職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるもの（以下「行政職８級職員等」という。）と同額とするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 教育長の扶養手当（子に係るものを除く。）について、行政職８級職員等と同様に段階的な見直しを行うこととする。 ※　令和２年度　６，５００円 令和３年度　３，５００円 令和４年度　　０円 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日
【１０】 議第 45 号	件名：熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 会計年度任用職員の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 令和３年度（２０２１年度）以降の期末手当（６月及び１２月支給）の支給割合の改定 各 1.30 月分 → 各 1.275 月分（－0.025 月分） ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

【１１】 議第 46 号	件名：熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第１６号）の施行による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じ、行政手続における手数料の電子納付、添付書面等の省略等ができるようにするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　題名の変更 【変更後】熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 ２　行政手続における電子署名、手数料の電子納付及び添付書面等の省略を可能とする規定の整備 ３　改正内容１に伴う規定の整備 (1)　熊本市証紙条例（昭和３９年条例第１３号）の一部改正 (2)　熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５２年条例第２号）の一部改正 ４　その他規定の整備 ＜施行日＞ 公布の日
【１２】 議第 47 号	件名：熊本市手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して交付する証明書等を追加することに伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 納税証明書の交付を個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して行う場合における手数料　４００円 → ２００円 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）６月１日

<table>
<tr><td>【１３】
議第 48 号</td><td>件名：熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について
＜改正理由＞
手数料の徴収猶予及び減免の対象となる消防事務を拡大する等のため、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
手数料の徴収猶予及び減免の対象となる消防事務の拡大等
<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>災害時における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認に係る手数料に限り、徴収の猶予及び免除が可能</td><td>災害時その他特別の理由があると認めるときは、全ての手数料の徴収の猶予又は減免が可能</td></tr>
</table>
＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日</td></tr>
<tr><td>【１４】
議第 49 号</td><td>件名：熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について
＜改正理由＞
住民基本台帳等に係る請求を拒否することにより個人情報の保護を図る対象者を拡大するため、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
ストーカー行為等を行った者からの住民基本台帳の閲覧、住民票の交付の請求等を拒否することにより個人情報の保護を図る対象者の拡大
<table>
<tr><th>現　行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>被害者
被害者と同一世帯に属する者</td><td>被害者
被害者と同一の住所を有する者</td></tr>
</table>
＜施行日＞
公布の日</td></tr>
</table>

【１５】 議第 50 号	件名：熊本市特定非営利活動促進法施行条例及び熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和２年法律第７２号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　熊本市特定非営利活動促進法施行条例（平成２４年条例第１９号）の一部改正 (1)　引用条項の整備 ２　熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成２７年条例第１３号）の一部改正 (1)　指定特定非営利活動法人が役員名簿等を閲覧させる際には、個人の住所等の記載を除外することができることとする。 (2)　指定特定非営利活動法人の事務負担の軽減を図るため、一部の書類の提出を不要とする。 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）６月９日
【１６】 議第 51 号	件名：熊本市学校教育施設整備基金条例の制定について ＜制定理由＞ 本市の学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるための熊本市学校教育施設整備基金を設置するため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ １　設置 ２　積立て ３　管理 ４　繰替運用 ５　運用益金の処理 ６　処分 ７　委任 ＜施行日＞ 公布の日

<table>
<tr><td>【１７】
議第 52 号</td><td>件名：熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部改正について

＜改正理由＞
放課後児童健全育成事業の利用者負担金の見直しを行うため、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
利用者負担金の額の改定
現　行：児童１人につき月額４，３００円
（２人目以降の児童については、月額２，１５０円）
改正後：児童１人につき次のとおり
<table><tr><th>利用区分</th><th>負担金の月額</th></tr><tr><td>８月以外の月の利用</td><td>５，０００円
（午後６時までの開所時間を延長して利用する場合は６，２００円）</td></tr><tr><td>８月の利用</td><td>９，５００円
（午後６時までの開所時間を延長して利用する場合は１０，７００円）</td></tr></table>※２人目以降の児童については、２分の１の額
＜施行日＞
令和３年（２０２１年）１０月１日</td></tr>
<tr><td>【１８】
議第 53 号</td><td>件名：熊本市老人福祉センター条例の一部改正について

＜改正理由＞
城南老人福祉センターの移転に伴い、所要の改正を行うもの
＜改正内容＞
城南老人福祉センターの所在地の変更
南区城南町宮地９７６番地
↓
南区城南町宮地１０５０番地
＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日</td></tr>
</table>

（１９） 議第 96 号	件名：熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、担当職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２０） 議第 97 号	件名：熊本市介護保険条例の一部改正について ＜改正理由＞ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第３８１号）の施行による介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）の一部改正及び熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率の改定をする等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　保険料率の改定 年額４０，５６０円から１７０，３５２円まで → 年額３８，４００円から１６１，２８０円まで ※　第１号被保険者のうち所得段階が第１段階、第２段階又は第３段階に該当する者の令和３年度（２０２１年度）から令和５年度（２０２３年度）までの各年度における保険料率の軽減 (1)　第１段階に該当する者 年額　３８，４００円 → ２３，０４０円 (2)　第２段階に該当する者 年額　４８，０００円 → ２８，８００円 (3)　第３段階に該当する者 年額　５７，６００円 → ５３，７６０円 ２　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）の改正による低未利用土地等の長期譲渡所得の課税の特例の新設に伴い、第１号被保険者の合計所得金額の計算方法に係る規定を整備する。 ３　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の改正による所得控除の見直しに伴い、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する第１号被保険者については、令和３年度から令和５年度までに限り、合計所得金額の計算において給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から１０万円を控除することとする。 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２１） 議第 98 号	件名：熊本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成２０年厚生労働省令第１０７号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２２） 議第 99 号	件名：熊本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和４１年厚生省令第１９号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２３） 議第 100 号	件名：熊本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４６号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護職員その他の従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２４） 議第 101 号	件名：熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、訪問介護員等に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２５） 議第 102 号	件名：熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２６） 議第 103 号	件名：熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護職員その他の従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２７） 議第 104 号	件名：熊本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護職員その他の従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２８） 議第 105 号	件名：熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４１号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護職員その他の従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（２９） 議第 106 号	件名：熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護予防訪問入浴介護従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３０） 議第 107 号	件名：熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３１） 議第 108 号	件名：熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、介護支援専門員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　利用者等に対する説明等を書面により行うこととされているものについては、書面に代えて電磁的方法によることができること。 (4)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３２） 議第 109 号	件名：熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３３） 議第 110 号	件名：熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１６号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３４） 議第 111 号	件名：熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３５） 議第 112 号	件名：熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７２号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、従業者に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３６） 議第 113 号	件名：熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７４号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３７） 議第 114 号	件名：熊本市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３８） 議第 115 号	件名：熊本市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７６号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の福祉ホームの設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（３９） 議第 116 号	件名：熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７７号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　虐待の発生又はその再発を防止するため、職員に対する研修等の措置を講ずること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

（４０） 議第 117 号	件名：熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１０号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 本市の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。 ※　省令の主な改正内容 (1)　感染症等の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定すること。 (2)　児童発達支援センターの職員のうち半数以上を児童指導員又は保育士とすること。 (3)　その他 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

【４１】 議第 54 号	件名：熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 　食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１２３号）の施行による食品衛生法施行令（昭和２８年政令第２２９号）の一部改正等に伴い、手数料の新設等をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　食品衛生法施行令の改正による営業許可業種の見直しに伴う手数料の新設、廃止等 (1)　手数料の新設 調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請　9,600 円 など (2)　手数料の廃止 氷雪販売業許可申請（届出制に移行）など (3)　その他既存の手数料に係る項目の統合 菓子製造業 あん類製造業　→　菓子製造業　など ２　熊本県特定食品衛生条例（昭和５０年熊本県条例第２５号）の廃止に伴う手数料の廃止等 ３　手数料の改定 (1)　調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請 9,600 円 → 10,200 円 (2)　菓子製造業許可申請 14,000 円 → 15,000 円　など ＜施行日＞ 改正内容１及び２ → 令和３年（２０２１年）６月１日 改正内容３ → 令和４年（２０２２年）４月１日

（４２） 議第 118 号	件名：熊本市国民健康保険条例の一部改正について ＜改正理由＞ 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第２７０号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第３８１号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）の一部改正に伴い、国民健康保険料の減額に係る規定等を整備するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）の改正による低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の新設に伴い、所得割額の算定方法に係る規定を整備する。 ２　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の改正による所得控除の見直しに伴い、軽減基準所得に係る算定方法を整備する。 ３　その他規定の整備 ＜施行日＞ 改正内容１及び２ → 令和３年（２０２１年）４月１日 改正内容３ → 公布の日
【４３】 議第 55 号	件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 単身赴任手当の支給要件の見直しを行う等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　単身赴任手当については、異動の直前の住居から異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められる者に限り支給することとする。 ２　任期付短時間勤務職員について、他の一般職職員と同様に単身赴任手当を支給することができるよう規定を整備する。 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

【４４】
議第 56 号

件名：熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

＜改正理由＞
単身赴任手当の支給要件の見直しを行う等のため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞
１　単身赴任手当については、異動の直前の住居から異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められる者に限り支給することとする。
２　任期付短時間勤務職員について、他の一般職職員と同様に単身赴任手当を支給することができるよう規定を整備する。

＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日

【４５】
議第 57 号

件名：熊本市職業訓練施設条例の一部改正について

＜改正理由＞
熊本市事業内高等職業訓練校の施設区分の見直しに伴い、その使用料に係る規定の整備をするため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞
熊本市事業内高等職業訓練校の施設内を区画して使用に供することに伴い、各区画の使用に係る使用料を定める。

【現　行】

施設名＼使用時間区分	午前	午後	夜間
熊本市事業内高等職業訓練校	1,000 円	1,500 円	1,500 円

【改正後】

施設名＼使用時間区分		午前	午後	夜間
熊本市事業内高等職業訓練校	座学教室	1,000 円	1,500 円	1,500 円
	作業室（A）	1,000 円	1,500 円	1,500 円
	作業室（B）	1,000 円	1,500 円	1,500 円

＜施行日＞
令和３年（２０２１年）４月１日

【４６】 議第 58 号	件名：熊本市体育施設条例の一部改正について ＜改正理由＞ 熊本市城南Ｂ＆Ｇ海洋センターに指定管理制度を導入するとともに、その指定管理者の指定の手続の特例を定めるため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　指定管理者による管理を行うことができる対象施設に熊本市城南Ｂ＆Ｇ海洋センターを加える。 ２　熊本市城南Ｂ＆Ｇ海洋センターについて、令和６年（２０２４年）３月３１日までの間の管理に係る指定をする場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の承認を経て指定するものとする。 ＜施行日＞ 公布の日
【４７】 議第 59 号	件名：熊本市森づくり基金条例の制定について ＜制定理由＞ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）第３４条第１項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ １　設置 ２　積立て ３　管理 ４　繰替運用 ５　運用益金の処理 ６　処分 ７　委任 ＜施行日＞ 公布の日
【４８】 議第 60 号	件名：熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例を廃止する条例の制定について ＜制定理由＞ 熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例（平成２４年条例第５１号）を廃止するため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ 熊本市土壌養分等の分析事務に関する手数料条例の廃止 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

【４９】
議第 61 号

件名：くまもと街なか広場条例の制定について

＜制定理由＞

市民等に憩い及び集いのための場を提供することにより、中心市街地の新たなにぎわいを創出するためのくまもと街なか広場を設置するため、この条例を制定するもの

＜制定内容＞

１　位置　熊本市中央区花畑町７番７号

２　使用許可、使用の不許可、使用許可の取消し等

３　使用料

広場区分＼使用時間区分		午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後９時まで	延長・繰上げ １時間当たり
全面	平日	142,200 円	189,600 円	142,200 円	47,400 円
	休日等	185,100 円	246,800 円	185,100 円	61,700 円
区分１	平日	82,800 円	110,400 円	82,800 円	27,600 円
	休日等	110,400 円	147,200 円	110,400 円	36,800 円
区分２	平日	27,000 円	36,000 円	27,000 円	9,000 円
	休日等	35,100 円	46,800 円	35,100 円	11,700 円
区分３	平日	24,000 円	32,000 円	24,000 円	8,000 円
	休日等	30,000 円	40,000 円	30,000 円	10,000 円
区分４	平日	24,000 円	32,000 円	24,000 円	8,000 円
	休日等	30,000 円	40,000 円	30,000 円	10,000 円
サンクンガーデン	平日	午前９時から午後９時まで　2,700 円			270 円
	休日等	午前９時から午後９時まで　3,500 円			350 円

４　行為の禁止、入場の禁止等、目的外使用等の禁止、保安の責任、広場の職員の指示等

５　原状回復の義務、損害賠償の義務

６　指定管理者の指定及び指定管理者による管理に関する事項

７　利用料金

使用料の額に１００分の１５０を乗じて得た額を超えない額の範囲内において市長の承認を受けた額等

＜施行日＞

令和４年（２０２２年）７月１日（使用許可等については、同年１月１日ほか）

【５０】 議第 62 号	件名：熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 低炭素建築物新築等計画認定申請等に係る手数料の面積の区分を細分化する等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　低炭素建築物新築等計画認定申請等に係る手数料の面積区分の細分化 工場等に係る低炭素建築物新築等計画認定申請の手数料 【現　行】　300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの　185,000 円 【改正後】　300 ㎡を超え 1,000 ㎡以内のもの　143,000 円 1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの　185,000 円　など ２　低炭素建築物新築等計画認定申請等の際に添付することにより低額の手数料が適用されることとなる資料の拡大 ３　建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等の審査に用いる方法が追加されたことに伴う手数料の区分の明確化 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日
【５１】 議第 63 号	件名：熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和２年法律第２８号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第３０２号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 引用条項の整備 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

【５２】 議第 64 号	件名：熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について ＜制定理由＞ 熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例（平成１３年条例第４５号）を廃止する等のため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ １　熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業の廃止 ２　熊本市特別会計条例（昭和３９年条例第１１号）の一部改正 →　熊本駅西土地区画整理事業会計の廃止 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日
【５３】 議第 65 号	件名：熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和２年政令第３２９号）の施行による道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）の一部改正に伴い、道路の構造の基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　本市の道路の構造の基準については、道路構造令に定める都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準とする。 ※　道路構造令の主な改正内容 (1)　歩行者利便増進道路の構造基準の追加 (2)　交通安全施設として自動運転補助施設を追加 ２　熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１１２号）の一部改正 →　改正内容１に伴う引用条項の整備 ＜施行日＞ 公布の日

【５４】 議第 66 号	件名：熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について ＜改正理由＞ 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和２年政令第３２９号）の施行による道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じた占用料の新設等をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　自動運行補助施設に係る占用料の新設 (1)　自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 地下に設けるもの　長さ１メートルにつき（年額）　５円 その他のもの　長さ１メートルにつき（年額）１６円 (2)　道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 １本につき（年額）１，３００円 (3)　その他のもの 上空に設けるもの　占用面積１㎡につき（年額）８２０円 地下に設けるもの　占用面積１㎡につき（年額）４９０円 ２　引用条項の整備 ＜施行日＞ 公布の日
【５５】 議第 67 号	件名：熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 単身赴任手当の支給要件の見直しを行うため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 単身赴任手当については、異動の直前の住居から異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められる者に限り支給することとする。 ＜施行日＞ 令和３年（２０２１年）４月１日

【　その他の案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 自 議第 68 号 至 議第 88 号	件名：市道の認定について（２１路線） ＜提出理由＞ 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属 (2)　管理引継 (3)　地元要望 ※　市道認定基準　幅員４ｍ以上、縦断勾配９％以下等 ＜主な内容＞ 国府本町第１２号線　外２０路線
【２】 議第 89 号	件名：包括外部監査契約締結について ＜提出理由＞ 包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３６第１項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　契約の始期　令和３年（２０２１年）４月１日 ２　契約の金額　１２，７２１，０００円を上限とする額 ３　費用の支払方法 監査報告提出後に支払う。ただし、基本費用の２分の１の範囲内で前金払をすることができる。 ４　契約の相手方　公認会計士　庄田　浩一

【３】 議第 90 号	件名：財産の取得について（熊本市立高等学校学習用端末） ＜提出理由＞ 　熊本市立高等学校学習用端末の取得について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第３条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　財　　産　　物品　熊本市立高等学校学習用端末　１，８７４台 ２　取得価格　　１４０，７９３，６２０円 ３　相 手 方　　熊本市北区徳王１丁目６番８号 　　西部電気工業　株式会社　熊本支社 　　熊本支社長　植田　改造
【４】 議第 91 号	件名：工事請負契約締結について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その９）） ＜提出理由＞ 　工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　６７８，９９１，５００円 ２　契約の相手方　　明治・松本・葛城建設工事共同企業体 　　代表者　熊本市南区近見６丁目３番２０号 　　明治建設　株式会社 　　代表取締役　岡田　義治 　　熊本市南区城南町隈庄５０５番地３ 　　松本建設　株式会社 　　代表取締役　松本　英嗣 　　熊本市西区池田１丁目１５番６５号 　　葛城建設工業　株式会社 　　代表取締役　高野　晋次 ※　工期　議決日から令和４年（２０２２年）７月２０日までの予定

【５】 議第 92 号	件名：工事請負契約締結について（城南Ｂ＆Ｇ海洋センター災害復旧その他工事） ＜提出理由＞ 　工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３１２，４００，０００円 ２　契約の相手方　　三友・カワゴエ建設工事共同企業体 　　代表者　熊本市中央区神水本町２０番１０号 　　株式会社　三友工務店 　　代表取締役　古閑　之博 　　熊本市東区戸島町９２０番地６ 　　株式会社　カワゴエ 　　代表取締役　川越　一弘 ※　工期　議決日から令和４年（２０２２年）１月２８日までの予定

【６】 議第 93 号	件名：工事請負契約締結について（(長寿命化）子ども文化会館空調設備改修工事） ＜提出理由＞ 　工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　５８７，４００，０００円 ２　契約の相手方　　肥後・ＳＹＳＫＥＮ・旭・熊電建設工事共同企業体 　　代表者　熊本市東区戸島町９７４番地１１ 　　株式会社　肥後設備 　　代表取締役　村本　昌美 　　熊本市中央区萩原町１４番４５号 　　株式会社　ＳＹＳＫＥＮ 　　代表取締役社長　福元　秀典 　　熊本市南区田迎６丁目１１番３号 　　旭電業　株式会社 　　代表取締役　吉村　俊彦 　　熊本市東区小峯２丁目６番６４号 　　株式会社　熊電施設 　　代表取締役社長　田中　英雄 ※　工期　議決日から令和４年（２０２２年）１月２８日までの予定

【　報告案件　】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 報第１号	件名：専決処分の報告について（損害賠償額の決定） ＜提出理由＞ 　損害賠償額の決定について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第２号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ ・件数　６２件 ・損害賠償総額　１７，１０２，９６６円 （令和２年（2020 年）１月１日～令和２年（2020 年）１２月３１日） ＜備考＞ ・公用車の事故による損害賠償 ・道路管理瑕疵による路上事故の損害賠償 ・その他
【２】 報第２号	件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立） ＜提出理由＞ 　市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第１号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ ・家賃等滞納者に対する訴えの提起 ・件数　８件 ・金額　１，７１３，７００円（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・訴訟方針等 　市営住宅等の明渡し、滞納家賃等の支払、訴訟費用の被告負担及び仮執行宣言の判決を求める。 　相手方が納付等を申し出、必要かつ適当と認める場合は、和解する。 ・専決日　令和３年（２０２１年）１月１５日

【３】 報第３号	件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起） ＜提出理由＞ 市営住宅等に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第１号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ ・家賃等滞納者に対する和解申立 ・件数　１３件 ・金額　３，２９５，６００円（和解成立までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・和解方針等 和解を申し立て、その後異議がない場合はこのまま和解成立とし、和解が調わない場合は訴えを提起する。 ・専決日　令和３年（２０２１年）１月１５日
（４） 報第４号	件名：専決処分の報告について（熊本城天守閣復旧整備工事（その１０）請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請負金額　１，６３８，４８９，８１４円 ↓ １，６１５，１１６，２７２円 ２　契約の相手方　福岡市博多区下川端町９番１２号 株式会社　大林組　九州支店 常務執行役員支店長　引田　守 ３　専決日　令和３年（２０２１年）１月２５日

（５） 報第５号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋 橋梁下部工（Ｐ１４）工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３６７，４９３，６６２円 ↓ ３６８，５４３，０５８円 ２　契約の相手方　　昇・公栄建設工事共同企業体 代表者　熊本市北区徳王１丁目１番４６号 昇建設　株式会社 代表取締役　古賀　順二 熊本市北区徳王１丁目１番４７号 公栄設備工業　株式会社 代表取締役　井上　芳信 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）１月２５日

（６） 報第６号	件名：専決処分の報告について（都市計画道路上熊本駅西口線道路改良工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 　工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　３１７，９００，０００円 ↓ ３３６，７０１，０５１円 ２　契約の相手方　　丸成・飽南建設工事共同企業体 代表者　熊本市西区松尾町近津７６７番地 丸成産業　株式会社 代表取締役　下田　信美 熊本市南区島町２丁目４番８号 株式会社　飽南産業 代表取締役　田村　優臣 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）１月２６日

（７） 報第７号	件名：専決処分の報告について（二岡中学校体育館増改築工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　６３１，４００，０００円 ↓ ６３５，９７０，７３９円 ２　契約の相手方　　三津野・幸保・大津建設工事共同企業体 代表者　熊本市東区健軍本町２３番５号 株式会社　三津野建設 代表取締役　藤吉　一真 熊本市西区上代８丁目１０番２２号 株式会社　幸保工務店 代表取締役　叶井　誠司 熊本市中央区米屋町３丁目１５番２―１０１号 大津建設工業　株式会社 代表取締役　濵田　茂治 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）２月２日

（８） 報第８号	件名：専決処分の報告について（熊本駅白川口（東口）駅前広場シェルター（上屋）整備工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 　工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　１，４８５，０００，０００円 ↓ １，５７０，８００，０００円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区下川端町９番１２号 株式会社　大林組　九州支店 常務執行役員支店長　引田　守 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）２月２日

（９） 報第９号	件名：専決処分の報告について（秋津浄化センタープラント施設その他解体工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 　工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　９０２，１２１，０００円 ↓ ９８７，２４３，９６９円 ２　契約の相手方　　前田産業・前田環境・古閑・近見建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区野田３丁目１３番１号 株式会社　前田産業 代表取締役　木村　洋一郎 熊本市南区刈草２丁目２番１１号 株式会社　前田環境クリーン 代表取締役　前田　五雄 熊本市北区徳王１丁目１７番６号 有限会社　古閑組 代表取締役　古閑　元気 熊本市南区内田町宮本３４０５―２ 株式会社　近見工業 代表取締役　紫垣　学 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）２月１日

（１０） 報第 10 号	件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（秋津町秋田地区）対策工事（その２）請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　(1)　４０７，９５４，８８５円 ↓ ４２７，３７６，１３９円 (2)　４２７，３７６，１３９円 ↓ ４３０，９１４，４０４円 ２　契約の相手方　南州・田代建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区近見４丁目１２番３０号 株式会社　南州土木 代表取締役　田代　龍一 熊本市南区近見２丁目１７番１０号 田代興業　株式会社 代表取締役　田代　武文 ３　専　決　日　(1)　１(1)の専決日 令和３年（２０２１年）１月１５日 (2)　１(2)の専決日 令和３年（２０２１年）１月２９日

（１１） 報第 11 号	件名：専決処分の報告について（田迎南小学校新校舎増築工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　４３０，１００，０００円 ↓ ４５４，１１０，４３５円 ２　契約の相手方　　岩永・志水建設工事共同企業体 代表者　熊本市中央区南熊本４丁目８番３２号 株式会社　岩永組 代表取締役　岩永　一宏 熊本市北区龍田弓削１丁目１４番２４号 株式会社　志水工務店 代表取締役　志水　一博 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）２月２日
（１２） 報第 12 号	件名：専決処分の報告について（県指定重要文化財洋学校教師館（ジェーンズ邸）災害復旧工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　４９８，８５０，０００円 ↓ ５０２，４３７，３７３円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区博多駅前３丁目１９番５号 松井建設　株式会社　九州支店 執行役員支店長　北原　勝彦 ３　専　決　日　　令和３年（２０２１年）１月２８日